

矢板市地域公共交通網形成計画

令和2年3月

矢板市

目 次

1. 計画策定の概要	1
1. 1 計画策定の趣旨	1
1. 2 計画の区域	1
1. 3 計画の期間	1
1. 4 上位計画の位置付け	1
2. 公共交通の現状と課題	3
2. 1 市の概況	3
(1) 位置と地勢	3
(2) 人口	3
(3) 主要施設の状況	9
(4) 観光動向	12
(5) 自動車保有台数と交通事故発生件数	14
2. 2 公共交通の現況	15
(1) 公共交通のサービス圏域	15
(2) 鉄道	18
(3) バス	19
2. 3 市民の交通に関わる特性	22
2. 4 公共交通に関する課題整理	27
3. 基本的な方針と施策	28
3. 1 基本的な理念	28
3. 2 基本的な方針	28
3. 3 具体的な施策	29
3. 4 実施スケジュール	32
4. 計画の検証と評価	33
4. 1 評価指標と目標値	33
4. 2 達成状況の評価	33
5. 資料編	34

1. 計画策定の概要

1. 1 計画策定の趣旨

矢板市は、まちづくりに対する課題に対応しながら、市の持続的発展を図るための基本方針として「第2次21世紀矢板市総合計画後期基本計画」を策定しています。計画では、矢板市の将来像を『人』いきいき 『水・風・緑』きらきら 『暮らし』のびのび つつじの郷 やいた」と定め、その実現に向けて、市政全般にわたる施策を体系的にとりまとめており、その中で公共交通機能の充実を図ることが基本政策のひとつとなっています。

近年、自動車に頼った生活スタイルが定着し、公共交通の利用者が減少し、地域公共交通の維持が困難になってきています。矢板市では、民間事業者が運行する路線バスの不採算路線廃止に伴い、平成11年から代替交通として市営バスを運行してきましたが、採算は取れず財政負担は増大傾向にあります。

しかしながら、公共交通の必要性が低下しているわけではありません。既に高齢化とともに核家族化が進展しており、高齢者の運転安全性、高齢者が高齢者を送迎する負担といった問題も顕在化しており、今後は、自家用車を利用できない高齢者が増加し、公共交通の必要性はさらに高まることが推測されます。

公共交通は、道路や上下水道などと同様、暮らしを支える社会基盤の一つとして安定的かつ効率的に維持・充実する必要性があり、地球温暖化などの環境問題への対応や市街地活性化に与える社会的効果を担うことも期待されています。

本計画は、公共交通空白地域の解消・利便性の向上を目的に、公共交通の現状と課題分析を行い、将来にわたって効果的かつ効率的な公共交通網を形成するために策定します。

1. 2 計画の区域

本計画の区域は、市内全域を対象とします。

1. 3 計画の期間

この計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

1. 4 上位計画の位置付け

矢板市における公共交通施策は、平成23年3月に策定した「第2次21世紀矢板市総合計画」、平成28年1月に策定した「矢板市まち・ひと・しごと創生総合戦略」、平成25年11月に策定した「矢板市都市計画マスタープラン」に下記のとおり示しています。

① 第2次21世紀矢板市総合計画（2011-2020）

分野4「安心・安全で快適に暮らせるまちづくり」－基本政策3「公共交通機能を充実します」

●市民の日常生活を支えるため、市内の公共交通手段として市営バスを適正に運行します。（目標指標（改定後期計画） H32 の市営バス乗車人数 24,000 人）

② 矢板市まち・ひと・しごと創生総合戦略（2015-2019）

基本目標 4 「活力と魅力あるまちをつくる」－「魅力ある拠点をつくる」－「交通機能の充実（利便性、交通アクセス）」

●コンパクトシティの拠点となる矢板3地区（矢板・泉・片岡）間の連携を図るための交通機能を充実します。（重要業績評価指標（KPI） H31 の市営バス乗車人数 24,000 人）

③ 矢板市都市計画マスタープラン（2014-2033）

第3章「都市整備方針」－「2. 都市施設整備の方針（1）交通体系 ④公共交通」

●人口減少・少子高齢社会に対応するとともに、自動車交通の抑制にともなう環境負荷の低減のため、鉄道・バスの連携強化、徒歩・自転車による公共交通とのアクセス強化に努めます。

●矢板駅は、橋上化について調査研究し、交通拠点としての利便性の向上を図ります。

●片岡駅は、橋上駅化事業、東西自由通路等の周辺関連施設整備を推進し、交通拠点としての利便性の向上を図ります。

●バスは、市民の日常生活を支える交通手段として、新たな市内循環路線の設定などによる機能拡充により、利便性の更なる向上を図ります。

2. 公共交通の現状と課題

2. 1 市の概況

(1) 位置と地勢

矢板市は、栃木県の北東部、東京圏から北に約100km、宇都宮市から約30kmのところに位置しています。市の北側は那須塩原市、東側から南側には大田原市とさくら市、西側は塩谷町に接しています。矢板市の位置図を図-2.1に示します。

本市の面積は170.46km²で、東西約11.6km、南北約24.2kmのほぼ長方形をなしています。

北部は日光国立公園の一部である高原山(休火山)で、各所に鉱泉が湧出し、森林資源に富んでいます。中部は、南北に小高い丘が連なる塩那丘陵の尾根に挟まれた宮川、中川、内川が流れる平地があり、宅地や農地等に利用されています。南部は、関東平野の北端ともいえる平地と小河川に刻まれた小高い丘の丘陵地からなり、塩谷町から流れてくる荒川に接しています。

地積(矢板市税務課:固定資産概要調書:平成30年次)でみると、山林が35%、田畑が20%、宅地が12%となっています。

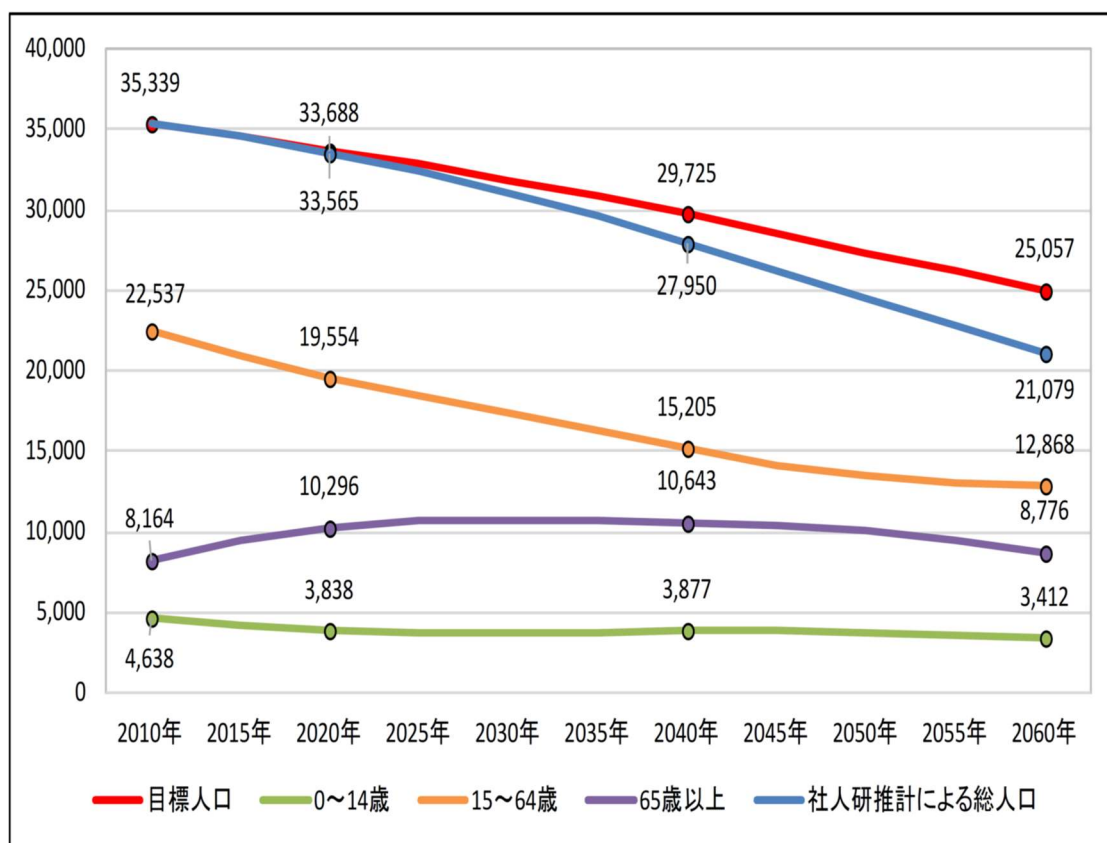


図-2.1 矢板市位置図
(出典: 矢板市ホームページ)

(2) 人口

① 人口と世帯数

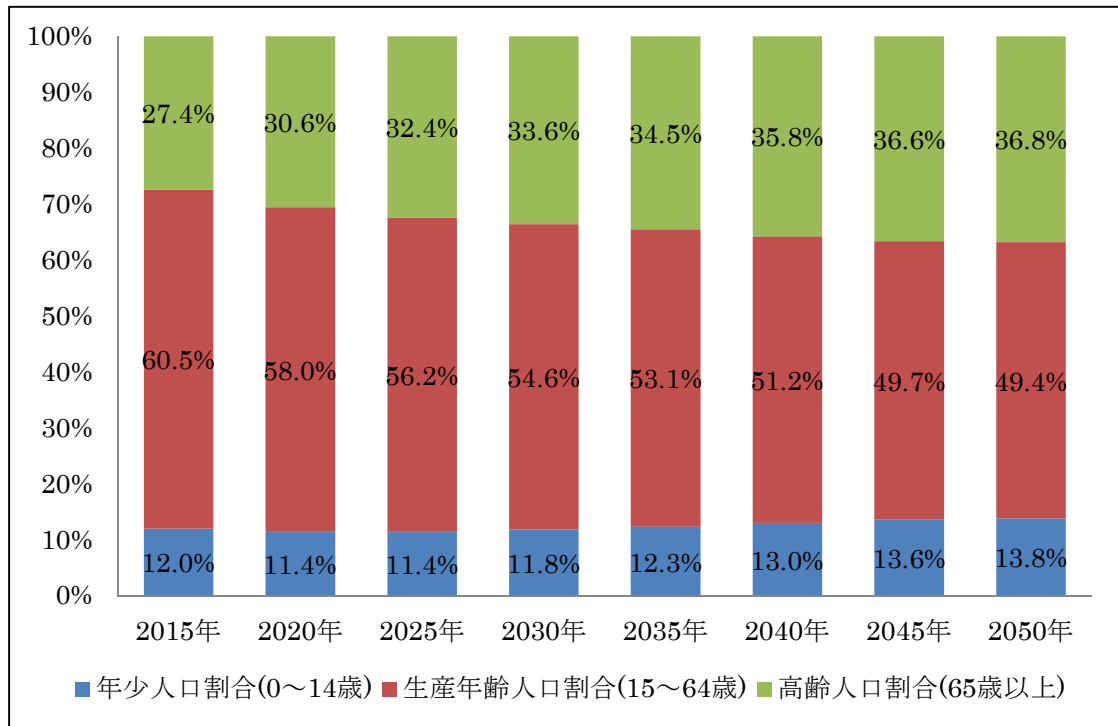
図-2.2は矢板市人口ビジョンによる目標人口を示しています。国立社会保障・人口問題研究所(社人研)では、2040年に27,950人、2060年に21,079人と推計されていますが、本市の目標人口として2040年に29,725人、2060年に25,057人としています。



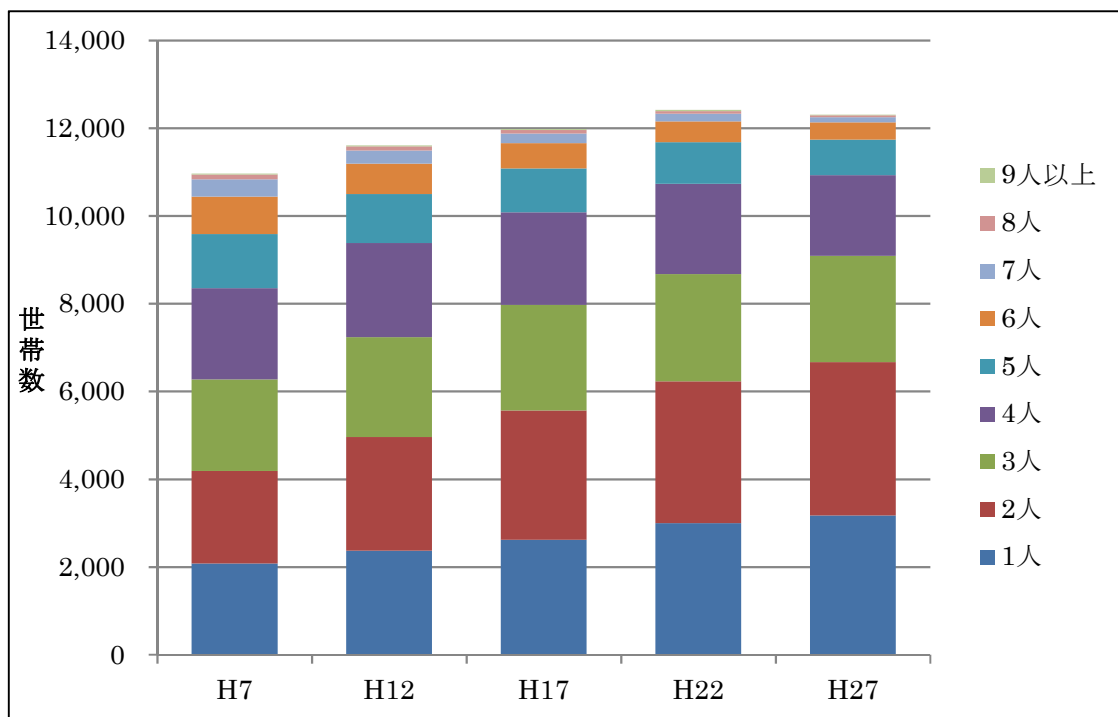
図ー 2. 2 矢板市の目標人口と年齢区分別人口
 (出典：矢板市まち・ひと・しごと創生総合人口ビジョン 2015～2019)

図ー 2. 3 は矢板市人口ビジョンによる世代別人口割合の推移を示したものです。高齢人口割合は、増加傾向を示しており、2015年が27.4%に対して、2030年には33.6%、2050年には36.8%と予測されています。

図ー 2. 4 は、世帯人員別世帯数の推移を示したものです。2人以下の世帯が増加傾向にあり、核家族の増加に起因していることがわかります。



図－2. 3 矢板市人口ビジョンによる世代別人口割合の推移
 (出典：矢板市まち・ひと・しごと創生総合人口ビジョン 2015～2019)



図－2. 4 世帯人員別世帯数の推移
 (出典：平成29年度矢板市統計書)

② 人口分布

図－２．５は、矢板市の人口密度分布状況を示したものです。ここでは、１００ｍメッシュ当たりの人口を１～２５人、２６～５０人、５１～７５人、７６～１００人、１０１～２０７人の段階に区分して、色分け表示しています。

人口密度が高いメッシュは、矢板駅および片岡駅を中心とする市街地に集中しています。その他にも、泉地区、沢地区、幸岡地区などの集落に比較的人口密度の高いエリアがみられ、北西部の山林を除いたエリア全体に広がって人口が分散していることがわかります。

表－２．１は、人口集中地区*の面積および人口の推移を示したものです。人口集中地区の面積、人口のいずれも、平成７年から平成２７年の間、ほぼ横ばい状態にあり、人口集中の度合いに変化がないことがわかります。

*人口集中地区は、昭和３５年国勢調査から「都市的地域」の特質を明らかにする統計上の地域単位として市町村の境域内に設定されたものです。国勢調査の基本単位区等を基礎単位として、１）原則として人口密度が１㎢当たり４，０００人以上の基本単位区等が市町村の境域内で互いに隣接して、２）それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に５，０００人以上を有する地域を「人口集中地区」としています。

表－２．１ 人口集中地区の推移

年次	面 積		人 口	
	人口集中地区 (㎢)	全域に対する人口集中地区の割合 (%)	人口集中地区 (人)	全域に対する人口集中地区の割合 (%)
平成 7 年度	3.60	2.10	12,235	33.3
平成 12 年度	3.37	1.97	11,588	31.8
平成 17 年度	3.42	2.13	11,168	31.3
平成 22 年度	3.45	2.02	11,158	31.6
平成 27 年度	3.30	1.94	10,417	31.2

(出典：平成２９年度矢板市統計書)

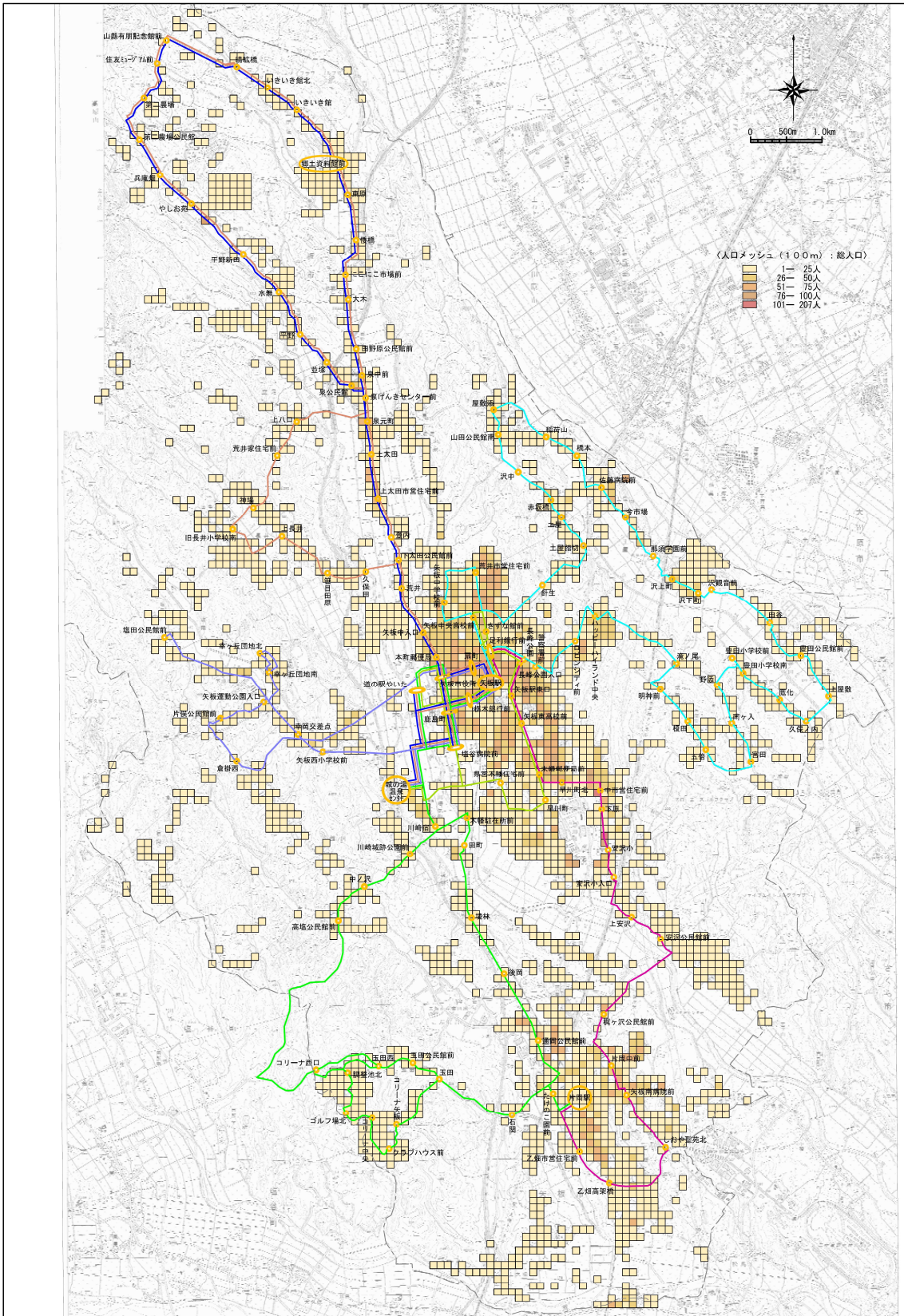


図-2. 5 人口密度分布状況

③ 人口の昼夜変動

表－２．２は、平成７年から２０年間における常住人口（夜間人口）および昼間人口の推移を５年ごとに示したものです。

平成７年及び平成１２年は、常住人口、昼間人口共に横ばい状態であったが、平成１７年からは昼間人口が減少傾向となっています。

平成２７年の昼間人口の内訳をみると、従業・通学なしが１２，５７６人（３９％）、市内で従業・通学が１１，５８２人（３６％）、市外（県内外）からの流入が８，７０３人（２７％）となっています。

表－２．２ 常住人口および昼間人口の推移

年次	常住人口 (夜間)	昼間人口	昼間人口区分							
			従業通 学なし	市内			県内他市から		県外から	
				自宅 従業	自宅外 従業	通学	従業	通学	従業	通学
H 7	36,650	36,899	11,299	3,672	9,148	6,028	5,737	1,776	180	5
H12	36,444	35,655	12,103	3,225	8,404	4,320	5,928	1,461	175	3
H17	35,684	35,245	12,782	2,748	7,822	3,674	6,455	1,334	160	—
H22	35,343	34,938	13,150	2,286	7,290	3,466	6,610	1,324	138	5
H27	33,354	32,048	12,576	2,198	6,310	3,074	7,526	809	249	119

(出典：平成２９年度矢板市統計書)

④ 独居老人数

表－２．３は、独居老人数の推移を示したものです。平成２９年は１，６６３人、平成３１年には１，７８３人と２年間で１２０人増加しています。

表－２．３ 独居老人数の推移

	平成２９年	平成３０年	平成３１年
独居老人数	1,663人	1,720人	1,783人

(矢板市：いずれも４月１日現在)

(3) 主要施設の状況

① 公共施設

市役所、福祉施設、図書館等の主な公共施設の分布状況を図-2.6に示します。矢板市役所の周辺に保健福祉センター、文化会館、矢板公民館、生涯学習館、図書館、体育館などの公共施設が集積しています。運動公園は市役所の西約4.5kmに、城の湯温泉センターは南西約2kmに位置しています。泉地区、片岡地区の中心部には、公民館や福祉施設が設置されています。



図-2.6 公共施設の分布状況
(出典：第2次21世紀矢板市総合計画)

② 医療施設

総合病院や個人医院（内科、外科、整形外科、小児科、産婦人科、歯科等）の分布状況を図-2.7に示します。個人医院は、従来、矢板駅周辺を中心市街地に集積していましたが、新設の病院は、中心市街地近傍の幹線道路沿いに点在しています。

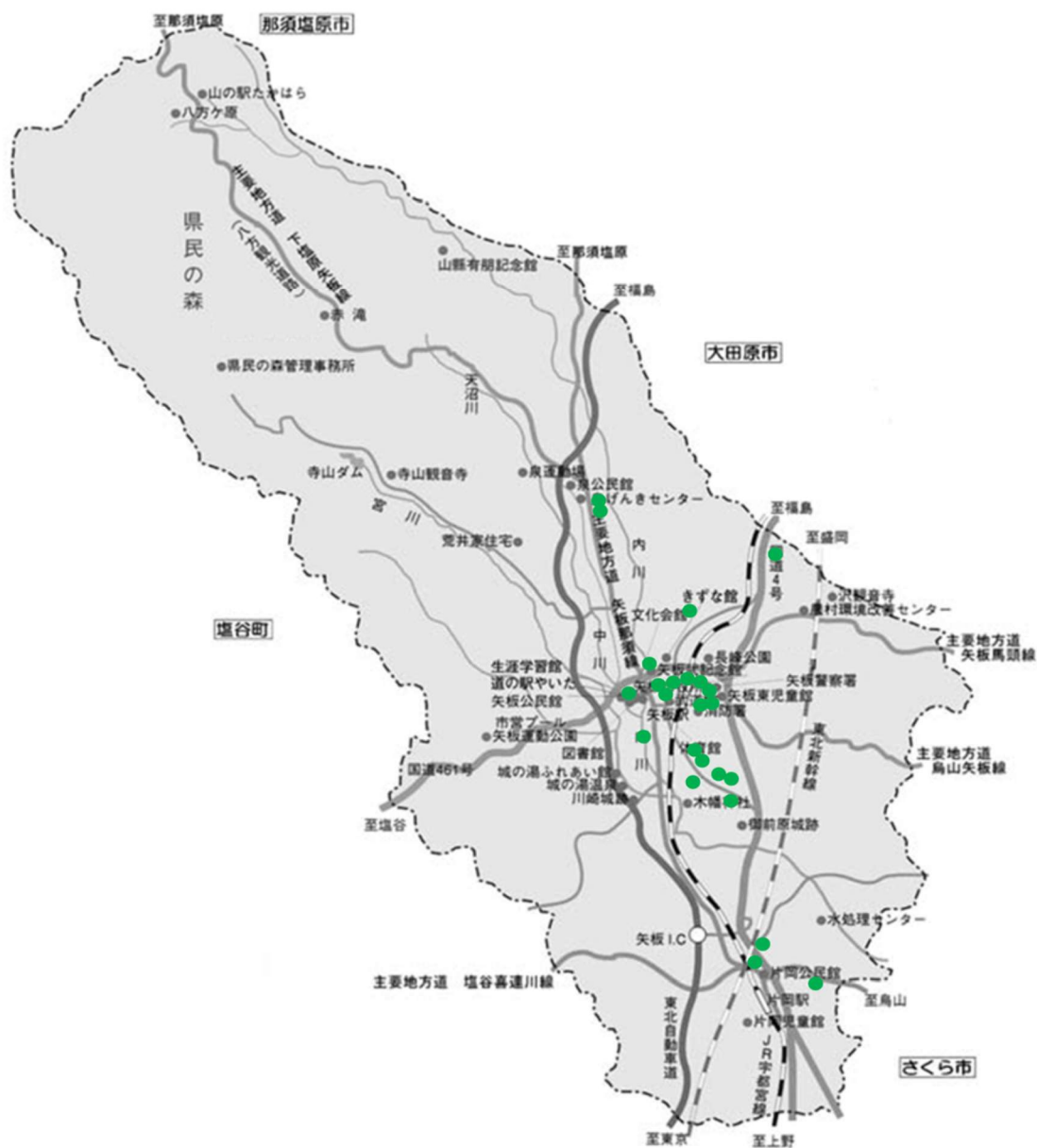
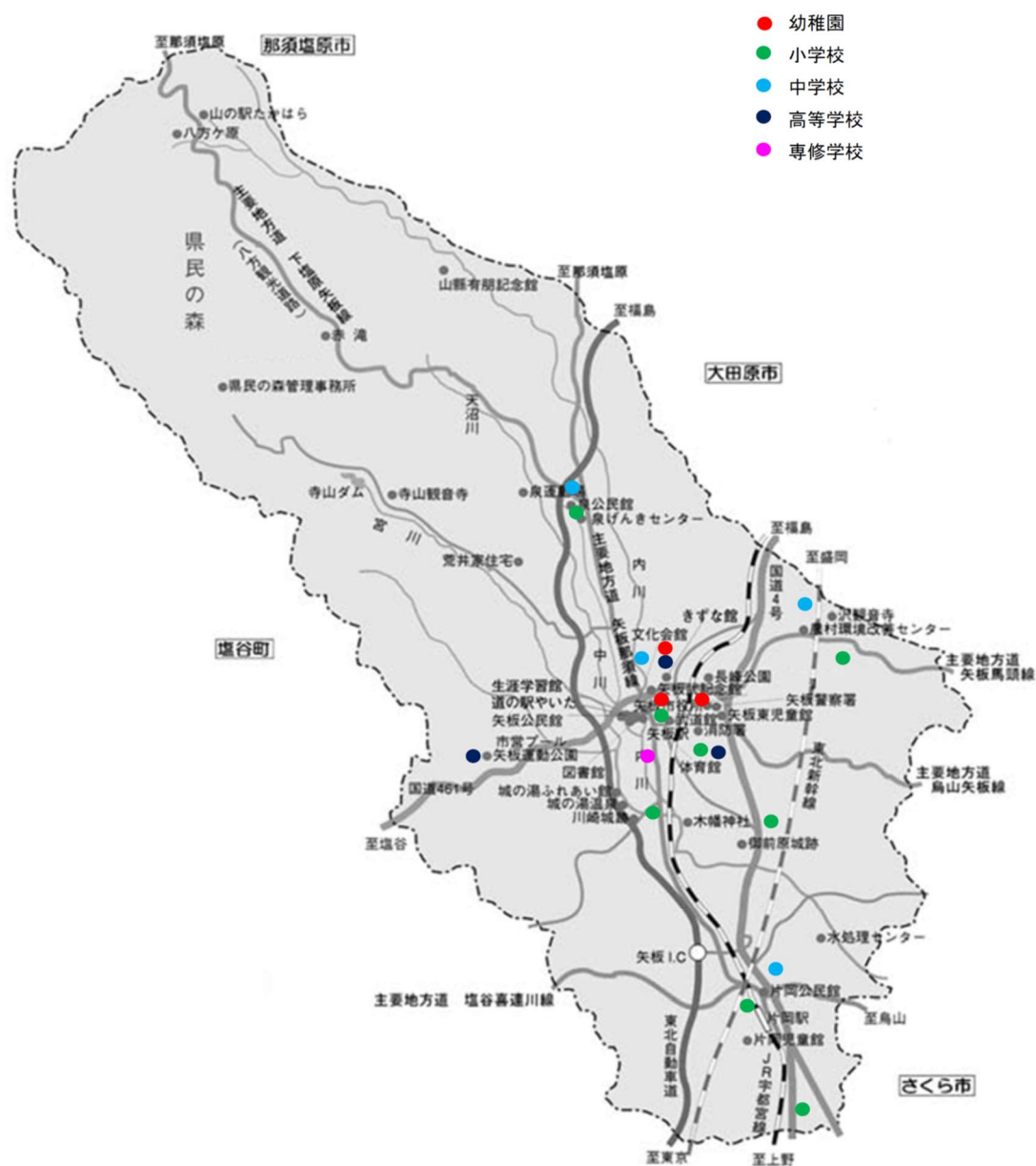


図-2.7 医療施設の分布状況

(「第2次21世紀矢板市総合計画」の図を基図として作成)

③ 教育施設

教育施設の分布状況を図－2. 8に示します。幼稚園は中心市街地に位置していますが、小学校、中学校は各地区に分散しています。高等学校は、矢板東、矢板中央の2校は中心市街地に位置していますが、矢板高は市街地から離れた市西部に位置しています。



図－2. 8 教育施設の分布状況

(「第2次21世紀矢板市総合計画」の図を基図として作成)

表－２．４は、教育施設の状況を示したものです。市内に教育施設は２０あり、園児・児童・生徒数の総数は４，８８５人です。

表－２．４ 教育施設の状況

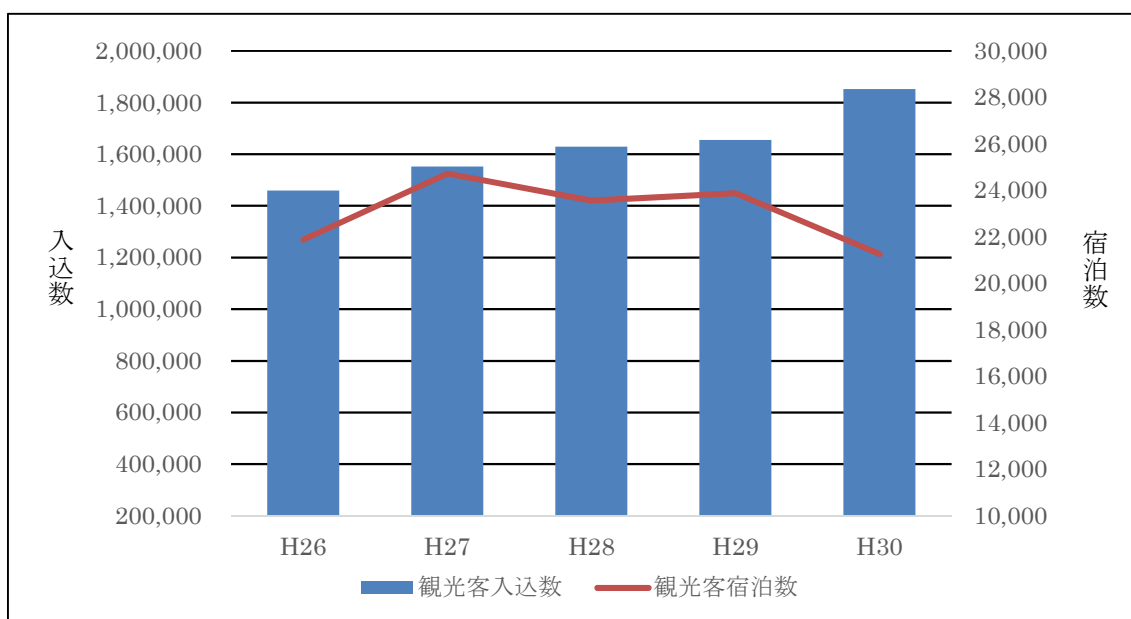
種別	学校数			園児・児童・生徒数		
	総数	公立	私立	総数	公立	私立
幼稚園	3	-	3	292	-	292
小学校	9	9	-	1,602	1,602	-
中学校	4	4	-	1,096	1,096	-
高等学校	3	2	1	1,764	1,064	700
専修学校	1	-	1	131		131
合計	20	15	5	4,885	3,762	1,123

(出典：平成２９年度矢板市統計書)

(４) 観光動向

図－２．９は、市内の観光客入込数および宿泊数を示したものです。観光客入込数は、毎年増加傾向にあり、平成３０年には前年比１１１．９％で、年間累計は１，８５１，６００人でした。

宿泊数は、平成２７年がピークであり、平成３０年は、前年比８９％で、年間累計は２１，２５５人でした。矢板市を訪れる観光客の大半は日帰り、もしくは近隣地宿泊の際の通過型であると推定されます。



図－2. 9 矢板市の観光入込客数・宿泊数の推移
 (出典：平成30(2018)年栃木県観光客入込数・宿泊数推定調査結果)

「第2次21世紀矢板市総合計画」では、本市産業の発展を図るため、「自然・歴史・文化多目的交流事業」を推進する施策として下記を挙げています。

- ・スポーツツーリズムの展開
- ・八方ヶ原の整備推進
- ・郷土資料館と周辺民間展示施設の連携強化
- ・矢板北パーキングとの連携強化の推進
- ・道の駅・山の駅・城の湯温泉センターの施設間連携強化
- ・観光ボランティアの活動支援

(5) 自動車保有台数と交通事故発生件数

① 自動車保有台数

表－２．５は、車種別自動車保有台数の推移を示したものです。自動車保有台数の総数をみると減少傾向を示しています。自家用車の乗用車は減少傾向にあります。貨物車については、ほぼ横ばいです。事業用車は、平成２７年度まで減少していましたが、平成２８年度以降は増加に転じています。これは貨物車の増加によるものです。乗合自動車及び特殊車・特種車共に横ばい状態が続いています。

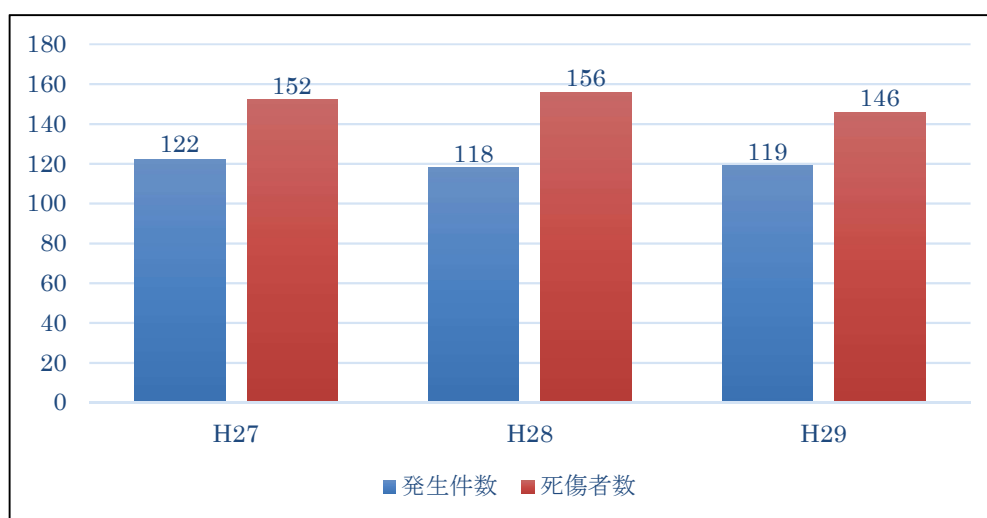
表－２．５ 車種別自動車保有台数の推移

年度	総数	自家用車			事業用車			乗合自動車	特殊車 特種車
		乗用車	貨物車	合計	乗用車	貨物車	合計		
H25	18,508	15,832	1,624	17,456	29	457	486	63	503
H26	18,280	15,569	1,652	17,221	24	479	503	53	503
H27	18,101	15,394	1,638	17,032	19	495	514	53	502
H28	18,025	15,324	1,639	16,963	17	488	505	54	503
H29	17,970	15,248	1,632	16,880	17	513	530	53	507

(出典：平成２９年度矢板市統計書)

② 交通事故発生件数

図－２．１０に、矢板警察署管内の交通事故発生件数および死傷者数を示します。事故発生件数は直近３年間で横ばい状態にあり、平成２９年次は１１９件でした。死傷者数も同様にほぼ横ばい状態で、平成２９年次は１４６人でした。



図－２．１０ 交通事故発生件数および死傷者数

(出典：平成２９年度矢板市統計書)

③ 年代別交通事故発生件数

平成30年の栃木県内の交通事故発生件数は4,764件でした。図-2.11に第1当事者の年代別発生件数と死者数を示します。

発生件数では、20歳代の割合が最も多くなっています。死者数は全体で89名であり、65歳以上の方が全体の約63%を占めています。

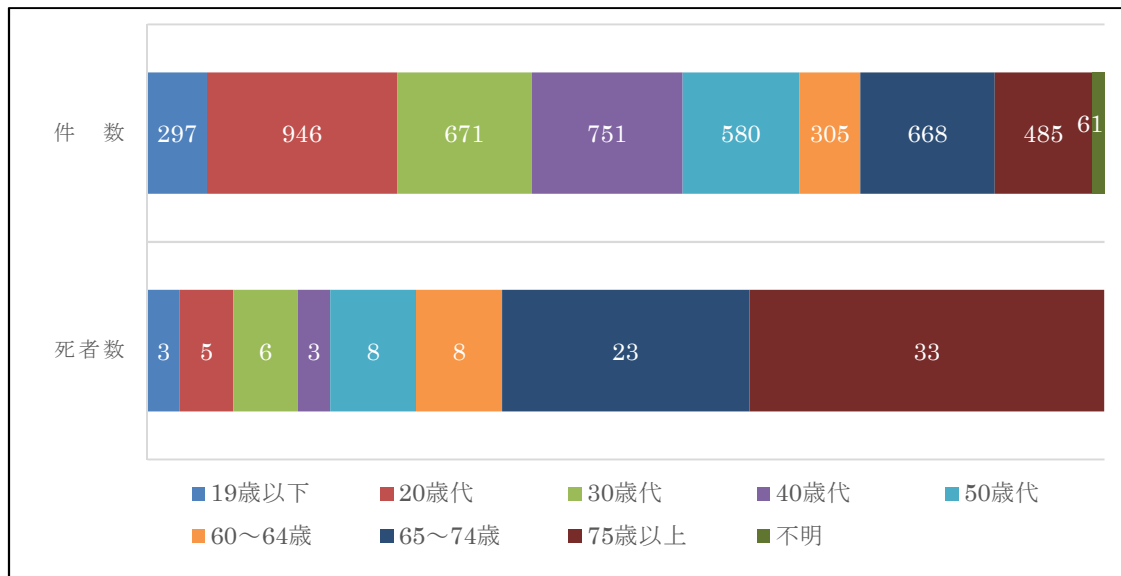


図-2.11 年代別交通事故発生件数と死者数

(出典：平成30年栃木県における交通事故発生状況（栃木県警察本部）)

2.2 公共交通の現況

(1) 公共交通のサービス圏域

栃木県生活交通対策協議会では、公共交通サービス圏域を、鉄道駅半径1.5km圏域、バス系統（運行回数6回（3往復）/日以上）半径300m圏域、デマンド交通（区域運行）は運行範囲を圏域として設定し、サービス圏域人口の総人口に対する割合を算出しており、図-2.12は、栃木県内市町村の公共交通サービスの人口カバー率を示したものです。

これによると、矢板市の人口カバー率は74.6%（平成30年4月1日時点。人口33,354人、公共交通サービス圏域人口24,894人）となっています。

栃木県全体の公共交通サービス人口カバー率は91.2%であり、矢板市の人口カバー率は低くなっています。

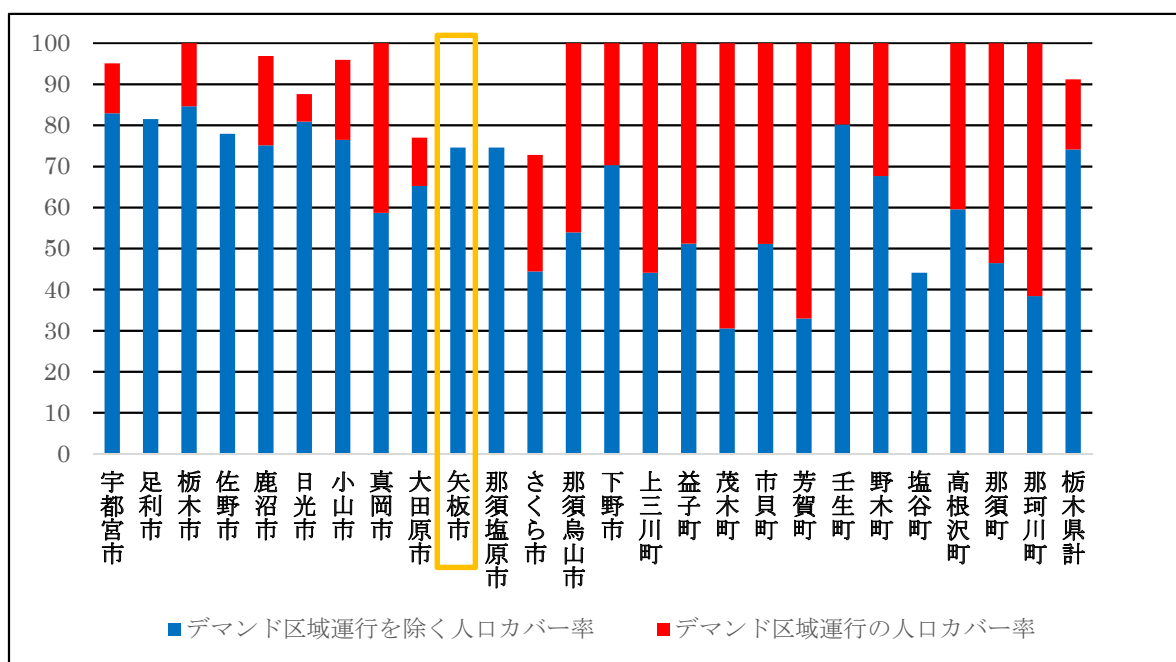
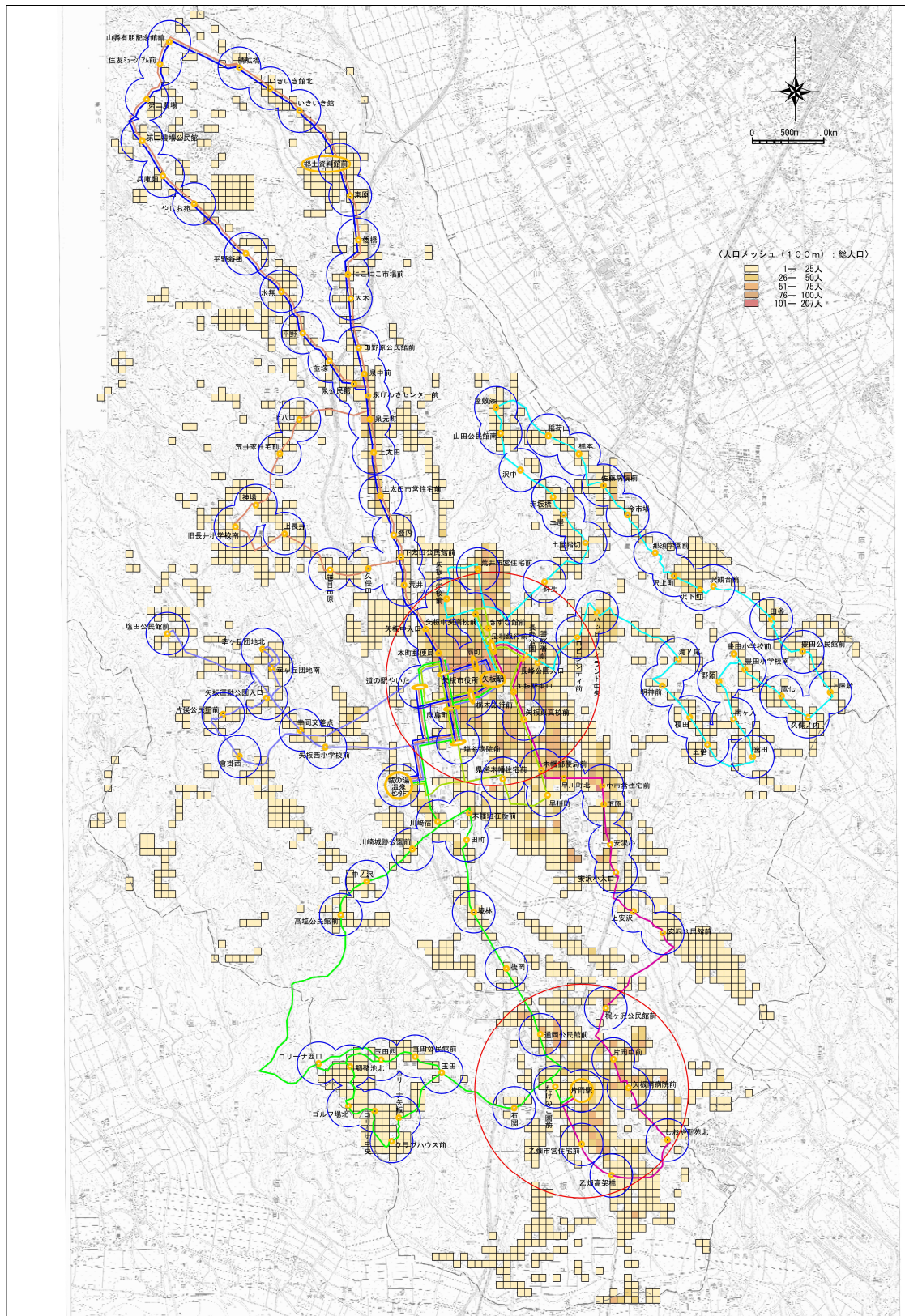


図-2. 12 公共交通サービスの人口カバー率

(出典：とちぎの公共交通 (平成30年度版) 栃木県生活交通対策協議会)

公共交通サービス圏の市内分布状況を把握するため、人口密度分布図に鉄道駅半径1.5 km圏域及びバス路線のバス停から半径300 m圏域を重ね合わせた図 (図-2. 13) を作成すると、いわゆる「公共交通空白地域」がわかります。



図ー2. 13 公共交通による人口カバー状況図 (平成30年度時点のバス停で作成)

(2) 鉄道

市内には、JR東北本線（宇都宮線）が南北を縦貫し、矢板駅と片岡駅の2駅があります。東北本線に平行して東北新幹線も敷設されていますが、本市には停車駅はありません。

「第2次21世紀矢板市総合計画」では、「交通機能の拡充」を基本政策の一つとしており、片岡駅西口広場関連施設整備を推進および片岡地区周辺幹線道路整備を促進しています。

東北本線各駅の乗車人員を図-2.14に示します。矢板駅の乗車人員は、減少が続いており、片岡駅は横ばい状態が続いています。

2駅とも、定期乗車人員が約4分の3を占めており、通学や通勤等の日常利用が主体となっています。

1日平均乗車人員は、矢板駅が3,000人弱、片岡駅が730人前後です。

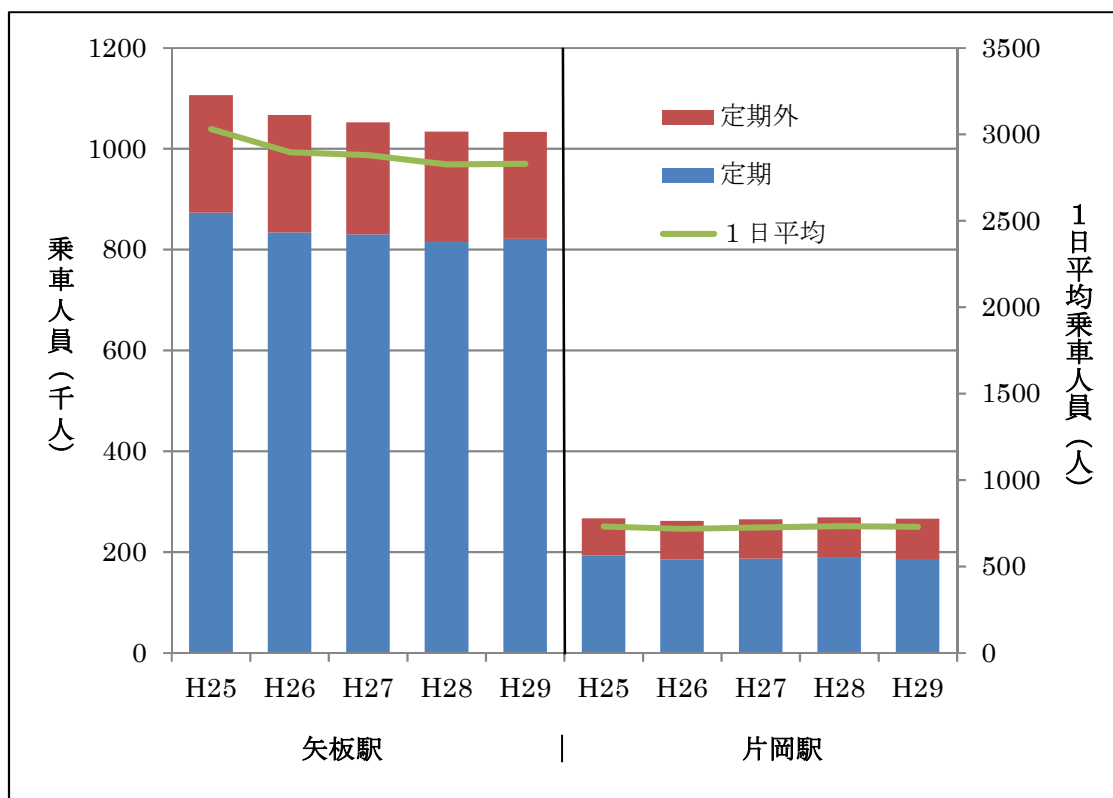


図-2.14 鉄道各駅乗車人員
(出典：平成29年度矢板市統計書)

(3) バス

①バスの種類

市内を運行しているバスは、路線バスとスクールバスの2種類があります。

a. 路線バス

市内を走る路線バスは、矢板市営バス、しおや交通(株)の2主体が運行しています。(表-2.6)

矢板市営バス(写真-2.1)は、市内のバス路線総延長距離の大部分を占めており、10路線運行しています。

しおや交通(株)は、塩谷町生活交通路線バスとして、矢板駅～矢板高校、矢板駅～新高徳駅(日光市)の路線を運行しているほか、矢板駅～旧塩谷高校の路線を運行しています。



写真-2.1 市営バスの車両

表-2.6 バス路線の概要

名称	路線名	主な運行区間	市内路線延長(km)	運行回数(便/日)	運行距離(km)
矢板市 営バス	泉線	JR 矢板駅—上太田市営住宅前—郷土資料館前	23.4	5	102.1
	長井線	JR 矢板駅—旧長井小学校南—郷土資料館前	26.8	3	80.4
	泉・長井線	JR 矢板駅—塩谷病院前—道の駅やいた—JR 矢板駅	5.9	6	35.4
	片岡線(境林)	JR 片岡駅—木幡駐在所前—城の湯温泉センター—JR 矢板駅	9.3	3	27.9

	片岡線（高塩）	JR 矢板駅－高塩公民館前－コ リーナ矢板－JR 片岡駅	18.9	3	56.7
	片岡線（コリーナ 矢板）	JR 片岡駅－コリーナ西口－ゴ ルフ場北－コリーナ矢板	13.8	5	57.9
	安沢線	JR 矢板駅－中市営住宅前－矢 板南病院前－JR 片岡駅	12.8	6	76.8
	沢線	JR 矢板駅－沢上町－豊田小学 校前－長峰公園－JR 矢板駅	25.4	3	76.2
	塩田線	JR 矢板駅－塩田公民館前－塩 谷病院前－JR 矢板駅	18.1	3	54.3
	中央環状線	JR 矢板駅－足利銀行前－塩谷 病院前－JR 矢板駅	12.5	7	87.5
	計		166.9	44	655.2
しおや 交 通 (株)	矢板高校行	JR 矢板駅－矢板高校	4.6	4	18.4
	新高徳駅行	JR 矢板駅－塩谷病院－合会－ 喜佐見入口－新高徳駅	10.0	10	100.0
	旧塩谷高校行	JR 矢板駅－高塩開拓入口－旧 塩谷高校	10.5	2	21.0
	計		25.1	16	139.4
路線総延長距離			192.0		794.6

b. スクールバス

平成21年4月に日新、長井、上伊佐野の3小学校が泉小学校に統合されたのに伴い、スクールバスの運行が開始され、平成31年4月には西小学校の廃校に伴ってスクールバス路線が追加となりました。

現在は5ルートを中型バス1台、小型バス3台、ワゴン車1台で運行しており、各路線とも登校1便、下校3便、部活便1便で運行しています。

②市営バスの利用状況

a. 利用者の属性

市営バスの利用者数の推移（表－２．７、図－２．１５）を見ると、利用者総数は、年間２１，０００人台をキープしており、ここ数年では大きな変動はありません。

利用者の内訳をみると、全体の約７０％を高齢者が占めており、経年的にも増加傾向を示しています。一方、大人の利用者は年々減少し、平成３０年度には全体の１４．７％となりました。

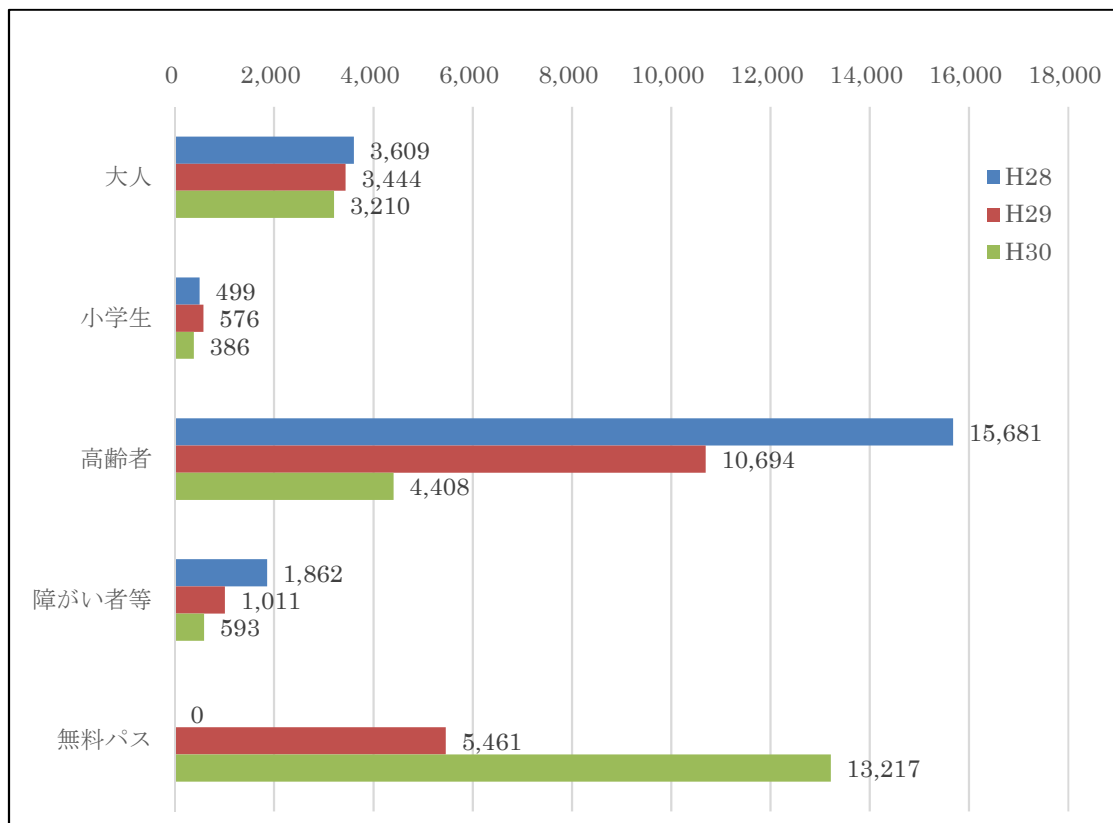
運行エリア別に見ると、１号車（北方面）は横ばい傾向で、２号車（南方面）の利用者数は減少しており、３号車（中央及び東西方面）が増加傾向にあります。

また、高齢者の外出支援を目的として、７５歳以上に市営バスの生涯無料券を交付する「ともなりパス７５」を平成２９年度から試験運行（平成３０年度から本格運行）しているほか、６５歳以上の方で運転免許を返納した方に最大１０年間、市営バスの無料券を交付する「ともなりパス６５」を実施しています。

平成３０年度のともなりパス６５・７５の利用者は、市営バス利用者全体の６０．６％を占め、利用者は増加しているものの、運賃収入が減少したため、収支率が悪化しているのが現状です。

表－２．７ 市営バス利用者数の推移

年度	区分	大人	小学生	高齢者	障がい者等	無料パス	計	運行日当り利用者数
平成 28 年度	1号車	1,763	29	4,092	606	—	6,490	22.2
	2号車	1,245	385	5,757	803	—	8,190	28.0
	3号車	601	85	5,832	452	—	6,971	23.8
	合計 (割合)	3,609 (16.7)	499 (2.3)	15,681 (72.4)	1,862 (8.6)	—	21,651 (100.0)	73.9
平成 29 年度	1号車	1,838	30	3,022	305	1,042	6,237	21.3
	2号車	1,062	520	3,475	298	1,893	7,248	24.7
	3号車	544	26	4,197	408	2,526	7,701	26.3
	合計 (割合)	3,444 (16.3)	576 (2.7)	10,694 (50.5)	1,011 (4.8)	5,461 (25.7)	21,186 (100.0)	72.3
平成 30 年度	1号車	1,635	10	1,790	171	3,012	6,618	22.6
	2号車	1,037	334	1,007	209	4,455	7,042	24.0
	3号車	538	42	1,611	213	5,750	8,154	27.8
	合計 (割合)	3,210 (14.7)	386 (1.8)	4,408 (20.2)	593 (2.7)	13,217 (60.6)	21,814 (100.0)	74.5



図ー 2. 15 市営バス乗車人数の推移（年代別）

2. 3 市民の交通に関わる特性

平成29年度に市内行政区での敬老会開催時に75歳以上の方を対象に実施した「ともなりバスアンケート調査」の結果をもとに、市民（一般高齢者）の交通に関わる行動特性等を整理しました。

当該アンケートに回答した市民（一般高齢者）は、普段の外出方法が自家用車を利用する割合が多い（40％）ことから、運転免許を所持している傾向がみられます。そのため現状では市営バスの利用頻度は低く、市営バスを利用すると回答した方は、全体の11％でした。

① 回答者の属性

(ア) 回答数 1,095名

(イ) 性別

男 423名（38.6％）

女 658名（60.1％）

無回答 14名（1.3％）

(ウ) 年代

70代	398名 (36.3%)
80代	582名 (53.2%)
90代	96名 (8.8%)
無回答	19名 (1.7%)

② 普段の外出方法

普段の外出方法を図-2.16に示します。自家用車で外出する人が最も多く40%、次いで送迎が24%、自転車・徒歩が14%、バスは7%となっています。(n=1,419)

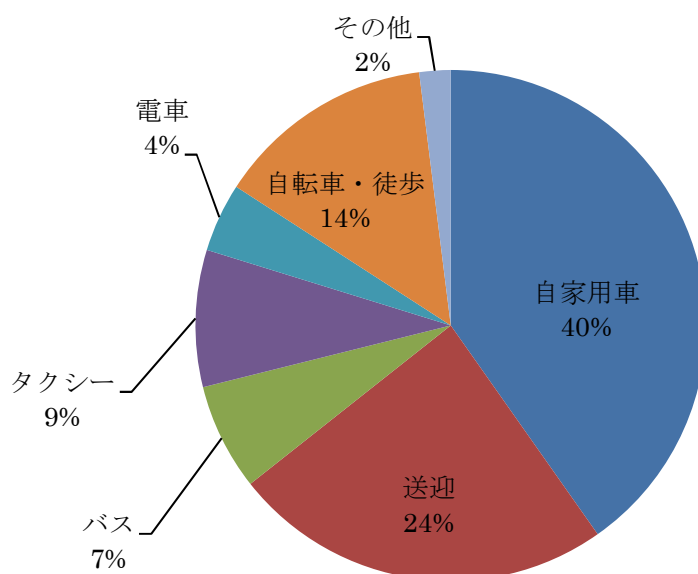
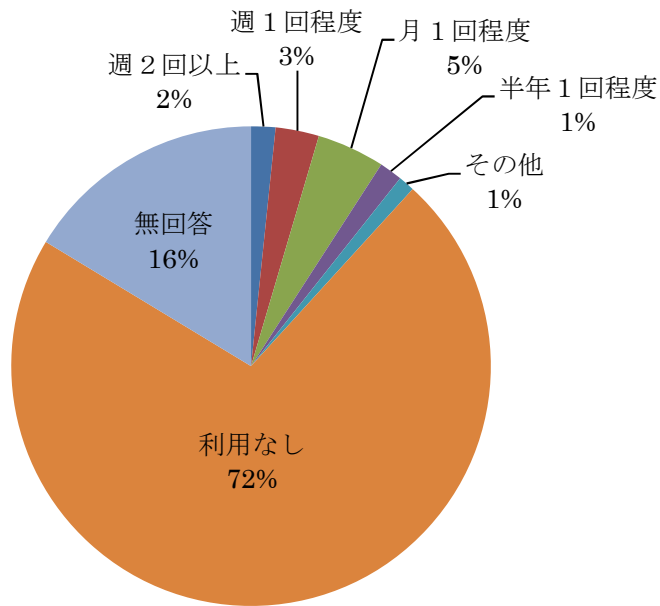


図-2.16 普段の外出方法

③ 市営バスの利用状況

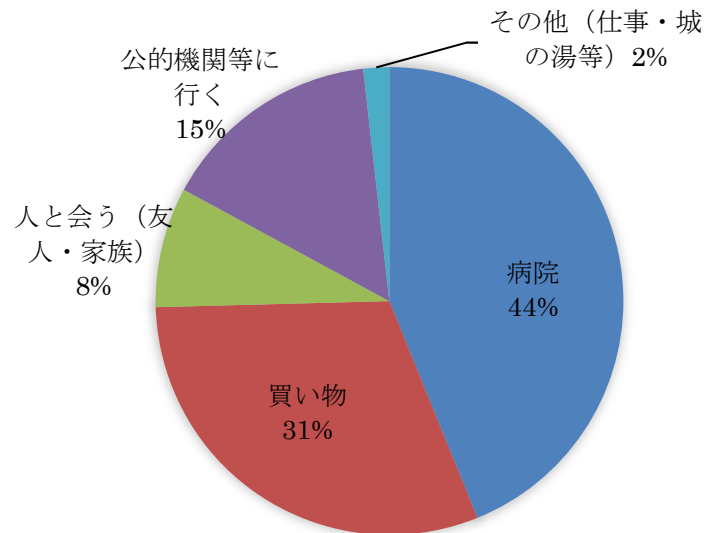
図-2.17は、市営バスの利用頻度を示したものです。「利用なし」が大部分の72%を占めており、利用すると回答したのは全体の11%です。(n=916)



図ー2. 17 市営バスの利用頻度

④ 市営バスの利用目的

図ー2. 18は、市営バスの利用目的を示しています。病院と買い物を合わせて75%となっており、利用目的のほとんどを占めています。(n=889)



図ー2. 18 市営バスの利用目的

⑤ バス交通に対する意見・要望

アンケートに記載されたバス交通に対する意見・要望を分類して表-2.8に示します。

表-2.8 バス交通に対する意見・要望（カッコ内は回答者数）

分類	意見・要望
自家用車との関連	1 運転が出来なくなった時、利用したい。(14)
	2 現在は自転車だが、いつかはバスかタクシーを利用しなければならない。(1)
路線	1 倉掛にも巡回してほしい。(3)
	2 木幡にも巡回してほしい。(1)
	3 合会地区を通ってほしい。(2)
	4 桜ヶ丘ニュータウンも巡回してほしい。(22)
	5 本町通りに停車せず不便。(2)
	6 路線の充実。(2)
	7 後岡をルートにして頂ければ本当に有難い。(1)
	8 現在、大槻地区にはバスが来ていない。是非こちらも運行してほしい。(5)
	9 巡回コース、時間帯、色々な角度から検討していると思うが、さらに再考してほしい。(1)
	10 通岡へまめに通るように、お願いします。(2)
	11 バスの運行経路が複雑すぎる。(1)
	12 継続してほしい。(3)
	13 路線の見直し希望。(3)
停留所配置	1 利用しやすいように、停留所を多くしてほしい。(2)
	2 バス停が遠い為、利用することができない。(17)
	3 乙畑は高架橋の上を通ってしまう為、乙畑地区の人々は利用することができない。(1)
	4 高倉住宅に停留所を希望。(1)
運行時間	1 到着時間を守らなかった。(1)
	2 日曜・祝日に利用したい。(1)
	3 JRダイヤとの調整が必要。(6)
運行本数	1 バスの本数が少ない。(4)
	2 本数増を希望。(12)
運行方式	1 自由乗車を希望。(1)
	2 希望の所で乗降させてほしい。(1)
	3 停留所以外でも、乗降できるようにしてほしい。(2)
	4 乗合でもタクシーが良い。バスは何処で何時頃出ているのか解らない。(1)
	5 塩谷町の様にデマンドバスにしてほしい。(1)
	6 自家用車やタクシーのように好きな時間に出発できるよう、デマンドにしてほしい。(1)
その他	1 停留所やルートが全く解らない。(3)
	2 利用したいが、足が不自由なので一人で利用することに不安がある。(1)
	3 街中でバスを見かけるが利用者は2~3人しか居なく、勿体ないと感じる。(1)
	4 乗降口が狭くて乗りにくい。(2)
	5 料金より利便性が大切。(2)
	6 優しい運転手をお願いします。(1)
	7 運転手の対応が悪い。(2)
	8 ほかの自治体を参考にしてほしい。(1)

また、平成30年1月に実施した「ともなりパス75」所有者向けのアンケート結果より、ともなりパスの今後の利用ニーズ及び、現在の中央環状線が充実した場合の利用ニーズについて尋ねています。

① 今後のともなりパスの利用について

今後も「ともなりパス75」を利用していきたいかとの質問に対する回答結果を図-2.19に示します。(n=276)

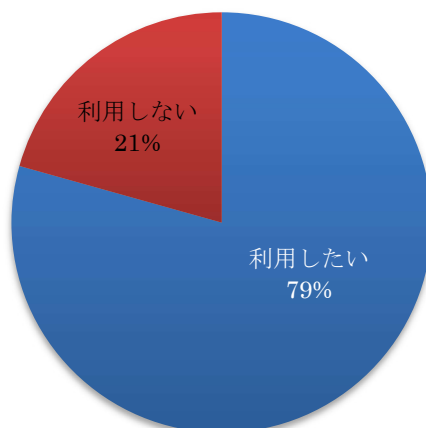


図-2. 19 ともなりパスの利用ニーズ

② 中央環状線の充実について

中央環状線が増強された場合、利用するかどうかの回答結果を図-2.20に示します。(n=248)

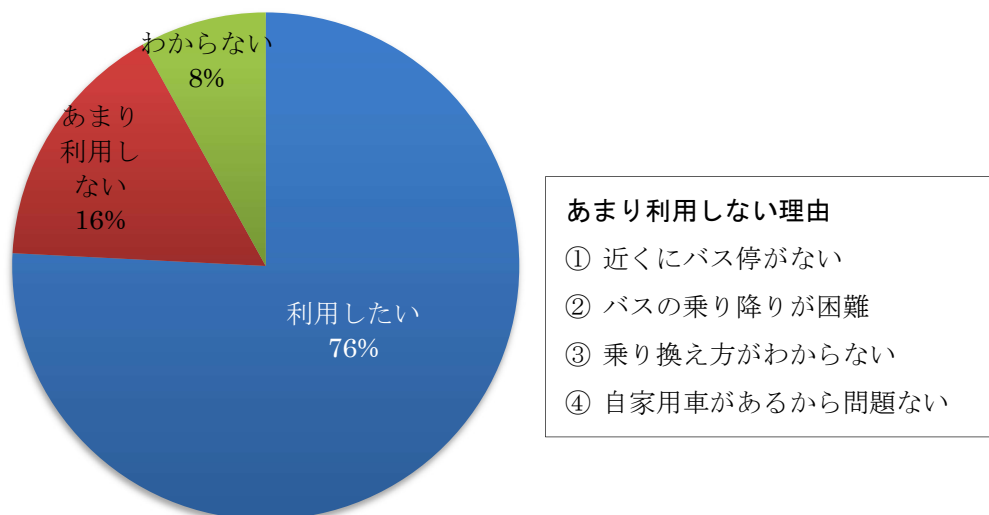


図-2. 20 中央環状線充実後の利用ニーズ

2. 4 公共交通に関する課題整理

地域特性や公共交通の現況を踏まえ、公共交通の現状と課題を整理したものを図 - 2. 21 に示します。

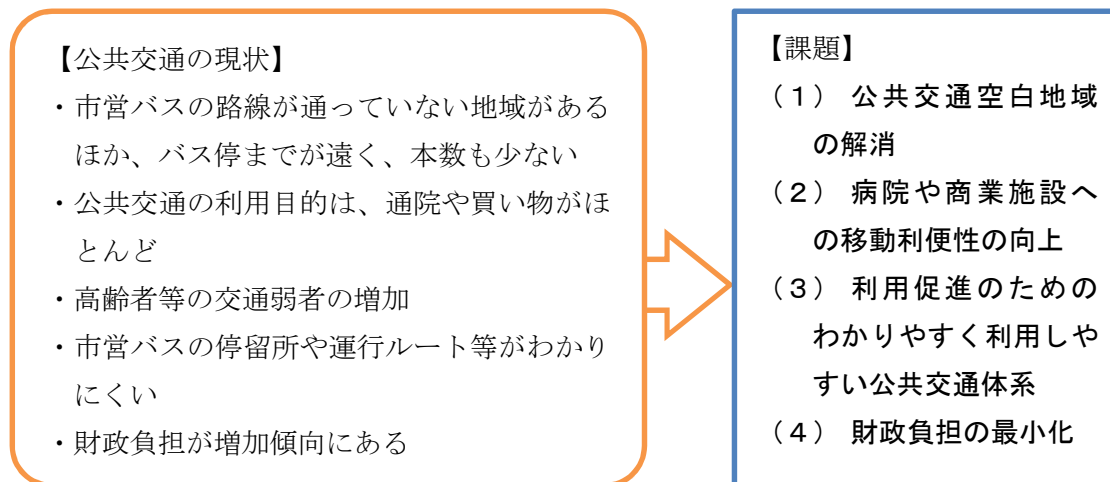


図 - 2. 21 公共交通の現状と課題の整理

(1) 公共交通空白地域の解消

本市の公共交通サービスの人口カバー率が74.6%となっており、公共交通がカバーしていない公共交通空白地域が存在しています。今後増加が見込まれる交通弱者（自家用車を運転できない人や家族に送迎してもらえない人等）の外出を支援するために、市内全域をカバーする効果的で効率的な公共交通体系の構築が必要です。

(2) 病院や商業施設への移動利便性向上

公共交通の利用者の7～8割は高齢者であり、通院と買い物の利用が多いのが現状です。病院や商業施設への移動がしやすい公共交通のダイヤや運行ルートの構築が必要です。

(3) 利用促進のためのわかりやすく利用しやすい公共交通体系

市営バスは、停留所の位置や運行ルートがわかりにくく、利用しづらいという意見があります。わかりやすい公共交通体系を構築することで利用を促進し、外出の機会を増やすことで、地域経済への波及効果につなげることが必要です。また、高齢者や障がい者でも利用しやすいように公共交通のバリアフリー等の配慮が必要です。

(4) 財政負担の最小化

ともなりパスの導入により無料で市営バスに乗車できる方が増加したため、利用者は増加傾向にある一方で、運賃収入が減少しています。公共交通を将来にわたって維持していくためには、利用者の増加による運賃収入の確保や、効率的な公共交通体系の構築により財政負担を極力少なくすることが必要です。

3. 基本的な方針と施策

3. 1 基本的な理念

本市の公共交通の課題に対応し、住民の生活ニーズに応じた効率的な移動手段を確保することを目的とし、本計画の基本的な理念と方針を以下のとおりとします。

○基本的な理念 **便利でわかりやすく、利用しやすい公共交通体系の構築**

3. 2 基本的な方針

目標とする「便利でわかりやすく、利用しやすい公共交通体系の構築」を実現するための基本方針として、以下を設定します。

【方針1】 公共交通空白地域の解消

公共交通が通過していないエリア（公共交通空白地域）を解消し、公共交通による人口カバー率100%を目指します。

【方針2】 市街地の移動利便性向上

市民の外出の機会を増やすほか、市外の方も利用できるように、駅を中心として買い物や温泉、病院などへの移動が便利になるよう、公共交通による市街地の回遊性を向上します。

【方針3】 わかりやすく、利用しやすい公共交通の確立

利用者にわかりやすい情報提供や、高齢者や障がい者等に対応したバリアフリー化、JRのダイヤに合わせた運行など、利用者のニーズに合わせ、公共交通の利便性の向上を図ります。

【方針4】 持続可能な公共交通体系の構築

公共交通は市民の移動手段として重要であり、将来にわたって運行可能となるよう適切な財政負担で移動しやすい公共交通体系の構築を目指します。

3. 3 具体的な施策

(1) デマンド方式の公共交通導入

公共交通が通過していないエリアを解消し、自宅からバス停が遠く利用できない方などの課題に対応するため、デマンド方式の公共交通体系を確立します。

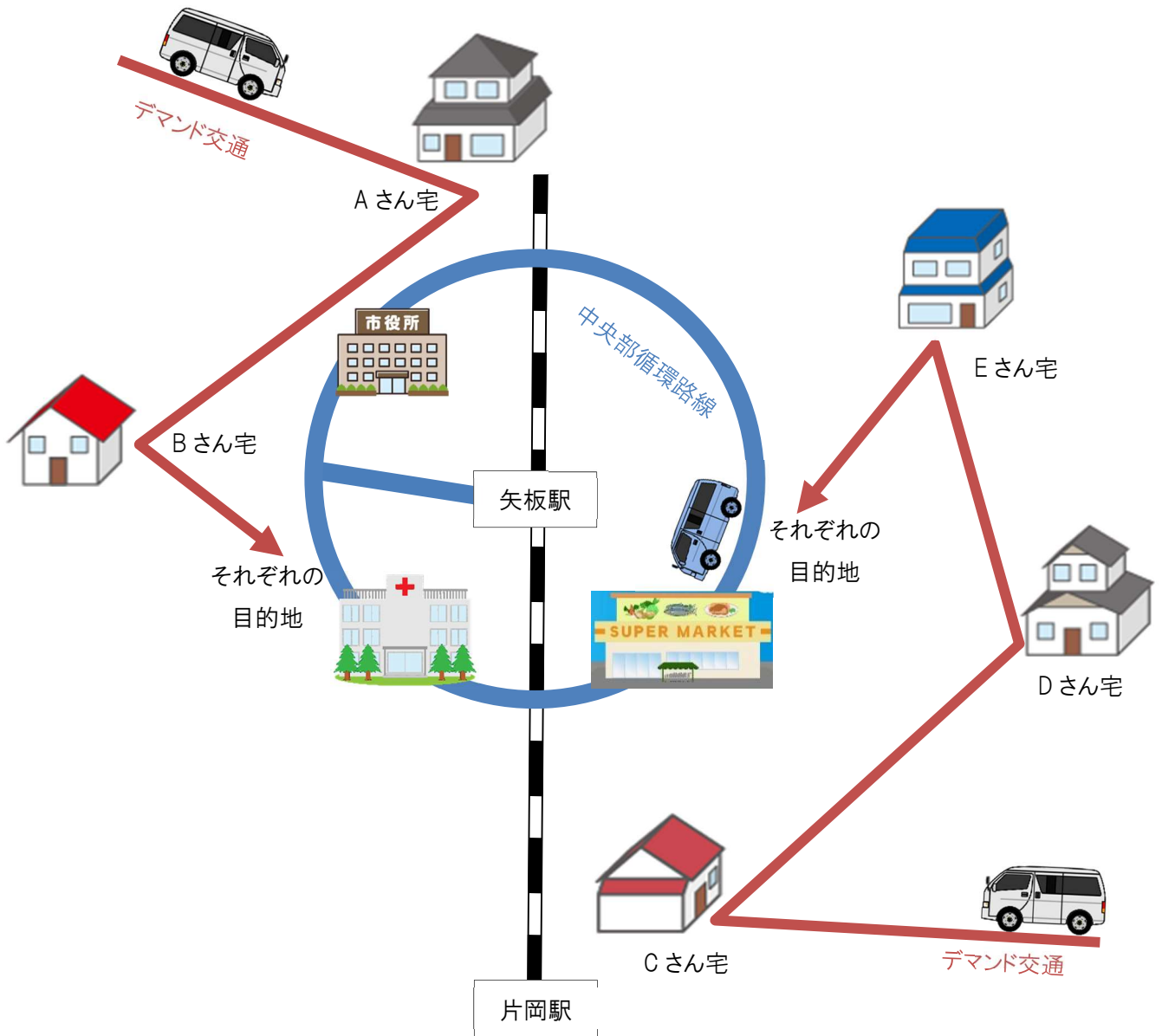
※「デマンド方式の公共交通」とは、運行経路やルートを、利用者の事前予約に合わせて自宅から目的地まで乗り合いで運行する地域公共交通のこと。予約がない場合は運行しないため、効率的な運行形態をとることができる。

一方で、事前の登録や予約に対する抵抗感や、乗り合いのため到着時刻が希望通りにならないなどのデメリットがある。

運行エリアや運行方式（ドア・ツー・ドア型、ドア・ツー・施設型等）、時間帯や料金、予約システムの導入の有無など、詳細について検討・決定して運行します。また、運行後も利用実態やニーズに応じた運行を行います。

(2) 中央部循環路線の充実

本市は、公共施設や医療施設、商業施設などが矢板駅周辺に集中しているため、通院や買い物などへの移動が便利になるよう、矢板駅周辺の中央部を循環する路線を充実します。また、利便性向上のため、病院や商業施設等の駐車場内での乗降ができるよう施設との調整を図ります。



図ー 3. 1 デマンド方式の公共交通と中央部循環路線のイメージ図

(3) 利用者にわかりやすい公共交通の確立

デマンド方式の公共交通は、自宅から目的地までの運行が可能となるため、路線バスと比較するとわかりやすい運行形態ですが、事前の登録や予約に対する抵抗感があるとも言われています。予約の方法や運行エリアなど、利用者の年代等に配慮したわかりやすい情報提供を行います。

また、中央部循環路線についてもわかりやすい運行形態の確立とわかりやすい情報提供を行います。

(4) 利用しやすい公共交通の確立

高齢者や障がい者でも利用しやすい公共交通を目指し、バスに手すりや補助ステップを設置するなどのバリアフリーへの対応を行うほか、新設するバス停や時刻表については、多言語化についても検討します。

また、将来的には、キャッシュレス決済の導入等についても調査・研究し、さらに利用しやすい公共交通を目指します。

(5) 利用者増加策の実施

新たに導入する公共交通体系については、乗車体験会など利用者の不安を払拭するための事業を展開します。また、利用者を増加させるため、公共交通に関するパンフレット等を作成し、市民・事業所等への配布等の広報活動を行います。

また、利用動向や利用者のニーズ等を踏まえ、運行時間帯などを必要に応じて適切に見直します。

(6) 広告収入のための仕組みづくり

市内外の商業振興、市の施策やイベントの周知等に活用するため、公共交通の車内外やバス停等に掲示用スペースを設置し、広告収入にもつながるような仕組みづくりを行います。

3. 4 実施スケジュール

基本方針	施策	実施スケジュール				
		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
【方針1】 公共交通空白 地域の解消	(1) デマンド方式の公共交通導入	詳細 検討	導入、実施			
	(2) 中央部循環 路線の充実	詳細 検討	導入、実施			
【方針3】 わかりやすく、 利用しやすい 公共交通の確立	(3) 利用者にわ かりやすい公共交 通の確立	随時実施				
	(4) 利用しやす い公共交通の確立	随時実施				
【方針4】 持続可能な公 共交通体系の 構築	(5) 利用者増加 策の実施	随時実施				
	(6) 広告収入の ための仕組みづく り	詳細 検討	随時実施			

図-3. 2 事業実施スケジュール

4. 計画の検証と評価

4. 1 評価指標と目標値

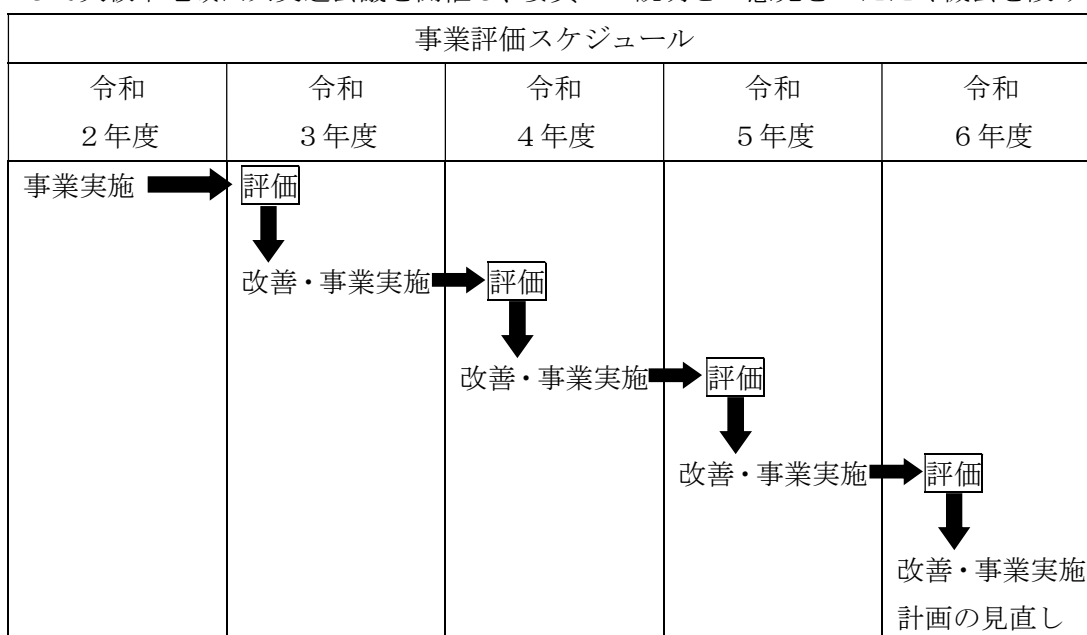
計画の効果的な実施と達成状況の評価のため、施策の評価指標・目標値を設定します。目標年度は、計画期間が終了する令和6年度とし、評価指標の数字を収集又は算出して定期的に計画の進捗状況をモニタリングします。

表－4. 1 計画の評価指標と目標値

No.	評価指標	現状値(H30年度)	目標値(R6年度)
1	公共交通の利用者数(1日当たり)	74.5人	80人以上
2	広告等掲示申込件数	0件	10件/年以上

4. 2 達成状況の評価

計画の達成状況について評価し、次年度の公共交通施策の改善に活用します。必要に応じて矢板市地域公共交通会議を開催し、委員への説明とご意見をいただく機会を設けます。



図－4. 1 事業評価のスケジュール

5. 資料編

(1) 計画策定の経過

期日	実施内容
平成 30 年度	市営バス運行可能性調査の実施
令和元年 7 月	庁内検討委員会の設置
7 月 18 日	第 1 回庁内検討委員会の開催 【公共交通の現状と課題の情報共有】
9 月 18 日	第 2 回庁内検討委員会の開催 【計画（素案）の検討①】
10 月 31 日	第 3 回庁内検討委員会の開催 【計画（素案）の検討②】
11 月 6 日	矢板市地域公共交通会議の開催 【計画（素案）の検討】
令和 2 年 1 月	パブリックコメントの実施
3 月	矢板市地域公共交通会議の開催 【計画の承認】

(2) 矢板市地域公共交通会議設置要綱及び委員名簿

矢板市地域公共交通会議設置要綱

(目的)

第1条 矢板市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議するため設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項
- (4) 会長は、前各号に掲げるもののほか、運行時刻及び停留所名称変更等の軽易な事項については、交通会議を省略することができる。その場合においては、決定事項を交通会議に適宜報告することとする。

(交通会議の構成員)

第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者のうち市長が指名する者をもって構成する。

- (1) 市職員
- (2) 旅客自動車運送事業者及び関係団体の職員
- (3) 住民又は利用者の代表
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(交通会議の運営)

第4条 交通会議に会長及び副会長をおき、会長は副市長、副会長は総合政策部長をもって充てる。

- 2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 交通会議の議決の方法は会議出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。
- 5 交通会議は原則として公開する。
- 6 交通会議の庶務は、矢板市総務部総務課において処理する。
- 7 地域公共交通に関する相談、苦情、その他に対応するため、以下の連絡・通報窓口を定めるものとする。

(矢板市地域公共交通に係るご相談又は通報窓口)

矢板市総務部総務課

連絡先：TEL 0287-43-1113

FAX 0287-43-2292

(協議結果の取扱い)

第5条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成20年6月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

矢板市地域公共交通会議 委員名簿

委員区分	所 属
住民又は利用者の代表	矢板市区長会 矢板市女性団体連絡協議会 矢板市立小中学校長会 矢板東高等学校 矢板高等学校 矢板中央高等学校
関係行政機関	関東運輸局栃木運輸支局 栃木県県土整備部交通政策課 矢板土木事務所次長兼企画調査部 栃木県矢板警察署
旅客自動車運送事業者及び関係団体	(一社) 栃木県バス協会 (一社) 栃木県タクシー協会 (有) 矢板ツーリング しおや交通 (株) 塩原自動車労働組合
市職員	矢板市

(3) 矢板市地域公共交通網形成計画策定庁内検討委員会設置要綱及び委員名簿

矢板市地域公共交通網形成計画策定庁内検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、矢板市地域公共交通網形成計画（以下「網形成計画」という。）を策定するに当たり、必要な事項を協議するため、矢板市地域公共交通網形成計画策定庁内検討委員会（以下「委員会」という。）の設置について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 網形成計画の策定に関すること
- (2) その他網形成計画の策定に関し必要なこと

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる課かいに所属する職員のうち、所属長から推薦のあった者で構成する。

2 委員の任期は、網形成計画の策定完了までとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、総務課長が務める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長は、委員長の所属する課かいの者に、委員長の代理を務めさせることができる。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じ招集し、会議の議長となる。

- 2 委員会は、半数以上の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を認め、その意見を聴くこと及び必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和元年7月18日から適用する。

別表（第3条関係）

総合政策課、総務課、社会福祉課、高齢対策課、健康増進課、危機対策班、都市整備課、商工観光課、教育総務課

矢板市地域公共交通網形成計画策定庁内検討委員会 委員名簿

No.	担当課	グループ名または職名	備考
1	総合政策課	政策企画担当	
2	社会福祉課	社会福祉担当	
3	高齢対策課	地域支援担当	
4	健康増進課	健康増進担当	
5	危機対策班	班長	
6	都市整備課	都市計画担当	
7	商工観光課	商工担当	
8	教育総務課	管理担当	
9	総務課 (事務局)	課長	委員長
		管財担当	



矢板市地域公共交通網形成計画

発行元 矢板市

〒329-2192 栃木県矢板市本町5番4号

電話 0287-43-1113 (総務課)

ホームページ <https://www.city.yaita.tochigi.jp>

令和2年3月